

令和 7 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 16 日（火曜日）

---

○議事日程（第 2 号）

令和 7 年 9 月 16 日（火）午前 10 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 50 号 尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 51 号 尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 52 号 尾鷲市犯罪被害者等支援条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 53 号 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 54 号 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 55 号 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 56 号 令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について
- 日程第 9 議案第 57 号 令和 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 10 議案第 58 号 令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 11 議案第 59 号 令和 6 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 60 号 令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 61 号 令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 62 号 財産の取得について（学習用一人一台端末）  
(質疑、委員会付託)
- 日程第 15 一般質問

○出席議員（10名）

1番 小川公明議員	2番 西川守哉議員
3番 野田憲司議員	4番 入田真嘉議員
5番 佐々木康次議員	6番 中井勇氣議員
7番 南靖久議員	8番 仲明議員
9番 中村文子議員	10番 西野雄樹議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市長	加藤千速君
副市長	下村新吾君
会計管理者兼会計課長	小川隆子君
政策調整課長	三鬼望君
政策調整課調整監	後藤健太郎君
政策調整課調整監	西村美克君
総務課長	森本眞明君
財政課長	岩本功君
防災危機管理課長	大和秀成君
税務課長	三鬼基史君
市民サービス課長	湯浅大紀君
福祉保健課長	山口修史君
福祉保健課参事	丸田智則君
環境課長	山本容孝君
商工観光課長	濱田一多朗君
水産農林課長	芝山有朋君
水産農林課参事	千種正則君
建設課長	塩津敦史君
建設課参事	上村元樹君
水道部長	神保崇君
尾鷲総合病院事務長	竹平専作君
尾鷲総合病院総務課長	高濱宏之君

教 育 長	田 中 利 保 君
教育委員会教育総務課長	柳 田 幸 瞽 君
教育委員会生涯學習課長	世 古 基 次 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	渡 邊 史 次 君
監 査 委 員	民 部 俊 治 君
監 査 委 員 事 務 局 長	北 村 英 之 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱 野 敏 明
議 事 ・ 調 査 係 書 記	世 古 紋 加

〔開議 午前10時00分〕

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、7番、南靖久議員、8番、仲明議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第50号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から、日程第14、議案第62号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」までの計13議案を一括議題といたします。

ただいま議題の13議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております13議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の13議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第15、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順番により、7番、南靖久議員。

[7番（南靖久議員）登壇]

7番（南靖久議員） おはようございます。今日も1日暑い日になりそうですが、秋風のごとく終始爽やかな質問で終わりたいと思いますので、御答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

今から71年前、町から市へ、村から市へと、1町4村が合併し、3万3,000人の尾鷲市が誕生しました。その当時の先輩諸氏が各地域の意見の相違を乗り越えるなど尽力され、また、当時の住民の勇躍発展の期待が大きかったことから尾鷲市の誕生につながったものと承知をしております。

そして、県下9番目の市となった昭和29年6月20日には、市民の歓喜の声とともに、市全体が祝賀ムードに包まれたと聞いております。

しかしながら、勇躍発展を期待した当初の思いとは異なり、現在の本市の状況を考えますと、長引く地場産業の低迷、人口減少、少子高齢化など、社会情勢の荒波の中で翻弄され続けております。

私は、1982年、26歳で市議の議席をいただき、今日まで43年間にわたり尾鷲市政の一端に関わる機会を得て、その間、6人の為政者の方々と共に、今日まで議員の立場で市政運営に関わってきました。こうした激動の社会情勢を肌で感じ取ることが多々あり、予想以上の人口減少、過疎化、少子高齢化などの高波に大きな衝撃を受けているのも事実であり、今後の尾鷲市の発展を展望すれば、決して明るい未来が約束されているものではありません。

しかし、どのような社会情勢に翻弄されようとも、いにしえの昔から代々伝わってきた漁業、林業を守りつつ、尾鷲の風土、伝統の魅力を生かした特色ある地域とすべく、皆様と共に、今後も努力を惜しむことなく進めてまいりたいと考えております。

歳時記の中に、紀の海を今日も行く直後の荒るるトビ、与謝蕪村の一句です。紀州の海を今日も飛んでいくトビの、まさにその直後に海が荒れてくるといった情景を描写しております。トビの飛翔という日常的な光景のすぐ後に海の荒天という劇的な変化を表している一句であります。

このように、私たちの行く先には、今後、どんな被害が待ち受けているかもしれません。東南海地震津波、あるいは線状降水帯に伴う集中豪雨の襲来など、これらの困難に対する備えも大切であり、尾鷲市がしっかりと対応対策していくかなければならぬという強い思いに走られております。

以上が、市政70周年記念で、私が市議会議長として述べた、自分の思いも込めた挨拶であります。私の政治信条である、常に他人を思いやる気持ちと奉仕の精神を忘ることなく、今後の議会活動になお一層励みたいと、今、決意を新たにしているところであります。

月日の流れは早いもので、市制70周年の式典からはや1年3か月が経過し、今年の6月には市長と市議の同一選挙が実施され、加藤市長が一騎打ちの激戦を制し、見事に3期目の当選を果たしました。改めておめでとうございます。一方の市議選挙は、定数10名に対し14名が立候補され、厳しい選挙戦の結果、新たに5名の新しい議員が御当選されました。尾鷲市政に新風を吹き込んでいただくとともに、皆様の今後の御活躍に、大いに期待をいたしたいと思います。

私ごとで誠に恐縮ですが、私も微力ながら再度市議に当選をさせていただきました。大変高い席からではございますが、市民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げるとともに、今後におかれましても、御指導、御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、質問通告に従い、まず最初に、7月30日朝にロシア・カムチャツカ半島沖で発生したマグニチュード8.8の巨大地震の影響により、北海道から和歌山県まで、約1メートルの津波注意報が、午前8時35分頃、発令しております。

その後、同日の午前9時40分には1メートルから3メートルの津波警報に切り替わり、当市においても、津波警報の発表と時を同じくして災害対策本部を立ち上げ、直ちに沿岸部に避難指示を出し、市民約300名余りの方々がそれぞれ9か所の避難施設に避難され、午後5時22分、当市への津波高40センチの第4波の津波到達を最後に、午後6時45分に中央公民館が当市の最終避難場所の閉鎖時刻となったと聞いております。

また、翌日の午前10時45分の津波注意報の解除とともに、避難指示解除及び災害対策本部を廃止しました。たまたま発生した時間帯が市役所等も平日の勤務中であったことから、比較的に落ち着いた対応がなされ、市内全域で人的・物的被害なしの報告を受け、安堵したところでした。

ここで、8時37分の津波注意報から、9時40分の津波警報に伴い、防災危機管理課をはじめ、尾鷲総合病院や水道事業所等の各関係機関の当日の初動体制についてと、その課題や反省点があればお聞かせを願いたいと思います。

2点目として、子育て支援の拡充についてであります。

ここ十数年来、少子化の状況が慢性化していることから、以前と比較すると随分と、子育て支援には、県下のトップランナーとは言えないまでも、当市においても、東紀州地域の自治体同様に、子育て支援が拡充をしていることは理解をいたしております。

私は、先月の末、1人の親御さんから、「南さん、来年の9月1日から、尾鷲市を除いた、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町の4市が、子ども医療費、18歳まで窓口負担はなくなり、言わば現物支給が始まるのに、尾鷲市だけなぜ実施できないの」との質問を受けました。この点について、私は十分に答えることができず、自身の情報不足に情けなくなり、猛省をいたしました次第でございました。

振り返れば、子ども医療費、18歳までの現物支給については、昨年の9月定例会で小川議長が一般質問で取り上げ、執行部の答弁は、引き続き費用対効果も十分に勘案しながら検討していきたいと述べられております。1年間、どのように検討され、費用対効果についてもどうであったのか。また、子ども医療費、18歳までの現物支給について、今、御父兄が近隣の市町と歩調を合わせてほしいと強く望んでおります。子育て支援を最も重視している加藤市長の御見解をお伺いいたします。

3点目の質問は、市民支援の取組についてでございます。

市長は選挙において、市民生活を守る一つの負担軽減策として、65歳以上の方に「ふれあいバスの無料バス」を発行すると、政治公約をされております。高齢者の方々が大変喜び、早く無料化にしてほしいとの声を選挙中に多く聞かされました。この公約が市長の選挙戦に大きな影響を与えた一つだと私は判断しております。

ふれあいバスを利用する高齢者の方たちは、一日も早い実施を望んでおり、選挙中はもちろんのこと選挙後も、私のところにバスの無料化開始はいつからですかとの問合せは少なくはありません。

よって、できる限り関係機関と打合せを行い、無料化の早期実現に向けて邁進をしていただくことを心からお願い申し上げます。

そこで、バス無料化の推進に当たり、年間の高齢者の見込みと実施に伴う運賃負担額、公約に向けた運用開始までの見通しをお聞かせ願います。

次に、都市計画税率の見直しについてお聞きします。

私は、都市計画税の引下げについて、今回が3回目の質問になります。過去2回の質問でも市長から見直しに関する前向きな答弁をいただくことができず、市

長が都市計画税としての必要性と重要性を強調され、令和3年12月定例会の時点では、当面の間は税率の引下げを実施することは困難であると答弁されております。

令和3年12月といえば、コロナ禍で大変な時期であり、市民生活もままならない時を過ごす中での生活者支援策として、都市計画税率の引下げを提案させていただきました。

提案から4年経過し、当時のコロナ禍のときよりも現在の市民生活のほうが、電気、ガスはもちろんのこと、食料品や生活用品の大幅な高騰により、日々の日常生活が圧迫をされております。特に年金生活者の方々はもとより、市民の方々も、非常に厳しい市民生活を余儀なくされているものと認識をいたしております。

皆様御存じのように、当市の都市計画税は、昭和38年10月1日から導入をいたしました。当時、東洋一と言われた火力発電所が昭和39年12月に稼働予定であることから、東紀州の中核都市として、まちの近代化を目指し、都市計画税の導入に踏み切ったものと理解をいたしております。

私は以前から、当市の都市計画税は不公平税ではないのかと考えております。

現在の課税対象者は、都市計画が区画設定されている旧尾鷲町内の約7,400人が対象で、土地及び家屋を所有する方々に、固定資産税とは別に課税されております。

令和6年度の決算では、固定資産税の課税対象者は約9,600人で約7億7,210万円の納税額、そして、都市計画税につきましては、旧尾鷲町内の課税対象者が7,400人で約1億1,170万円の納税額となっております。

現在、市の税率を、0.3%を0.2%に引き下げる、年間約4,000万円弱が軽減され、納税者1人当たりに平均すると年間約5,000円ほどの都市計画税の軽減になります。この都市計画税も、ごみ袋と同様に、東紀州地域の尾鷲市を除く4市町には導入をされておりません。

以前から、紀北町と比べ尾鷲の固定資産税が高いと、皆様、よく聞かされたことがあります。その一つの理由が、都市計画税が導入されているからであります。

昭和38年に導入されてから今日までの60年間、相当な額の都市計画税を旧尾鷲町内の納税者の方々が納めてきたと言えるのではないでしょうか。都市計画税を0.1%下げる、現在、計画、進行している都市計画事業に何ら影響を与えるわけでもなく、今、生活物価高騰のさなか、大変厳しい市民生活を余儀なく

されている納税者の方々のためにも、不公平税と思われる都市計画税の税率引下げに対する加藤市長のお考えをお伺いいたします。

4点目といたしまして、時代に即応した行政組織の改革というか、組織の在り方について、加藤市長の御見解をお尋ねいたします。

市長は、平成29年7月26日に、尾鷲市政8代目の為政者として就任をいたしました。そして、翌年の4月1日の新年度スタートに当たり、尾鷲市事務分掌条例の一部改正を行い、課の名称を変更しました。例えば、前市長が改正した「水産商工食のまち課」を「商工観光課」に、「木のまち推進課」を「水産農林課」に、「市長公室」を「政策調整課」に、「防災危機管理室」を「防災危機管理課」に、全て市役所機構を、市民に分かりやすく課で統一しました。

加藤市長も集大成の3期目に入り、尾鷲市の将来の礎となるべく、今の時代に即応した市の将来の方向性を示す組織の変更を考えているのか否か、まずは機構改革に対する加藤市長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

最後にお願いですが、尾鷲総合病院も、診療人口の減少や、医師・看護師不足等に加え、人件費の上昇や物価高騰の影響等により、今後の経営は非常に厳しさを増すことは論をまたないところであります。医療体系の充実とともに事務方の体制も必要不可欠であり、現在事務体制は、竹平事務長を筆頭に、総務課内で四つの係で事務処理を行っております。

約300名余りの職員が勤務する199床の急性期疾患等の入院病棟を要する二次救急病院で、総務課のみで事務業務を行っているのは全国的にも珍しく、当院だけだろうと考えます。

隣の244床の入院病棟を持つ紀南病院では、事務長の下に、総務課、管財課、会計課、医事課の四つの課を配置して、万全な体制で事務業務をつかさどっています。当院も、総務課に統合前は、総務課と医事課で事務処理を分けて行っていました。平成の初めの新棟建設時には用度課も設置し、3課で対応していた時期もあったと私は記憶しております。

医事課が総務課に統合され、約10年が経過しております。私は、統合されても医療事務執行には問題が生じなかったのかと考えますが、今後厳しい経営難に陥るのが目前にしている当院ですが、持続可能な市民の命を守る病院経営を構築するためにも、しっかりとした医療事務体系も必要だと思います。

また、いつ発生してもおかしくないと言われている南海トラフの巨大地震津波に、災害拠点病院として、事前復興とも言える対応対策が求められております。

最後に、病院開設者として、市民の方々が安全で安心できる尾鷲総合病院を構築するためにも、経営面や医療体制の充実はもちろんのこと、事務体制の強化も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

加藤市長に、全ての質問に対して市民の方々が納得できる明快な答弁をお願いいたしまして壇上からの質問に代えさせていただきます。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、南議員の御質問に対して順次お答え申し上げます。

去る7月30日に発生したカムチャツカ半島沖地震においては、午前8時37分に津波注意報が発表され、その後、午前9時40分に津波警報に切り替わりました。

初動体制につきましては、まず、津波注意報を発表されたと同時に災害対策本部を設置し、各課に、災害対策の指示、関係機関との情報共有を行い、沿岸部に対する避難指示を発令し、沿岸の釣り客等の避難を促すためのパトロール及び消防団に対しては、樋門の閉鎖準備のため待機指示を出しました。

その後、津波注意報が津波警報への切替え時点で市内全域に避難指示を発令し、高台への避難を呼びかけ、情報収集を行い、消防団に樋門の閉鎖を指示し、午前10時に開催した第1回災害対策本部員会議において、今後の対応策等について協議したところでございます。

まず、市民サービス課につきましては、避難者の収容のため、福祉保健課に福祉保健センター、生涯学習課に中央公民館を避難所として開設するよう指示いたしました。また、各コミュニティーセンターの講座を中止し、利用者を高台に避難させる措置を行った上で、各施設の立地や形状等を考慮し、一部のコミュニティーセンターについては閉館の措置をいたしました。加えて、商工観光課につきましては、7月18日から三木里海水浴場を開設しておりましたが、津波注意報が発表された前日の29日から高波の影響を考慮し遊泳禁止の措置を取っており、31日の津波注意報解除後も、8月1日までは高波による遊泳禁止措置を継続いたしました。また、アクアステーションにつきましては、津波警報発表を受け、職員を高台に避難させるとともに、津波注意報が解除されるまでの間、施設を閉鎖いたしました。

一方、尾鷲総合病院につきましては、津波警報発表後直ちに、病院長の指示の下、まず、来院している患者さんに対して院内放送及び看護師等からの呼びかけ

で警報の状況を周知し、外来患者の受付を一時中断して救急対応とした上で、診察を必要とする患者さんや、津波等の影響を受けない患者さんにつきましては、引き続き診察を実施いたしました。

また、看護部など、各所属と早急に情報共有を図り、ロビーにいらっしゃる患者対応のほか、随時帰宅困難者などの確認も行い、政策調整課と情報を共有しながら、病院前でふれあいバスを待っている患者さんへ、運行状況の情報提供や院内への誘導などを実施いたしました。

次に、水道部につきましては、津波注意報発表時準備態勢として、水道施設監視システムによる各施設状況の監視の実施及び報道等による情報収集を実施し、津波警報発表により、警戒態勢として、応急給水に向けた給水タンクの確認及びトラックに給水タンクを設置するなどの対応を実施いたしました。

このように、初動体制につきましては、各課での適切な対応がおおむねできたと認識しております。

今回の津波警報による課題といたしましては、現在、防災危機管理課が主となり、各課の課題などを取りまとめておりますので、次回の定例会で報告させていただきたい、このように考えております。

次に、子ども医療費助成の現物給付についてであります。

子ども医療費助成における現物給付、いわゆる窓口負担無料の状況としましては、9月1日から県内でも対象を拡大する市町が増え、議員御指摘のとおり、近隣市町では、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町が、18歳年度末までの子供について対象を拡大しました。

本市におきましては、子育て支援施策の一環として、他市町に先駆け、子ども医療費の助成対象の年齢を令和5年9月から18歳年度末まで引き上げましたが、現物給付の対象は未就学児としておりました。

現行制度は、一旦窓口で医療費をお支払いいただき、後日返還するという制度で、一時的な負担が重いという声も多くお聞きいたしております。

この窓口負担をなくすことで、子育て世帯の負担を軽減し、特に多子世帯や一人親世帯など、子育てにかかる費用が高い傾向にある世帯にとって、一時的とはいえ経済的負担を軽減する効果は大きく、また、早期に医療機関を受診しやすくなることで安心感を得ることができる、効果的な子育て支援策であると考えております。

一方、受診へのハードルが下がることにより、約15%の医療費増加が見込ま

れるという県の試算でもございますが、子育て支援策としては大事な策であると考えております。

しかし、本市にとって、議員が御提案されていることに踏み切れない一番の理由は、他市町と比較して、福祉医療システムを改修するには高額な改修費が必要であり、このことが非常に大きな課題となっております。

システム改修についての詳細は後ほど、福祉保健課、子ども子育て担当参事から説明いたさせます。

私はこれまで、県内でも先進的に子育て支援に取り組んでまいりました。毎年、新たな支援施策や独自施策と既存施策の見直し、拡充を積み重ね、「尾鷲中学校の給食の開始」、「保育園、小中学校における給食費の無償化」、「第2子以降の乳幼児に対する育児用品の補助の拡大」、「尾鷲市立とちのもり保育園の開園」など、数々の支援施策を実施してまいりました。

その思いは現在も変わることなく強く持ち続けており、本定例会におきましても、中央公民館2階に開設する「子どものリビングルーム」の整備、学習用一人一台端末による学校教育施設の充実など、子育て支援施策に対して鋭意取り組んでおります。

現物給付の対象者拡大につきましては、現在抱えている課題や、他の本市独自の子育て支援施策など、費用対効果を総合的に勘案し、引き続き実現化に向けて検討を行ってまいります。

3番目の、65歳以上の市民に対する「ふれあいバス無料化」についてであります。

私は常々、市民が健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指しております。特に高齢者の方々には、健康寿命を1日でも長く生きがいを持って暮らしていただくため、介護予防教室をはじめとする様々な取組に力を入れております。

また、同時に、高齢者の方々が家にひきこもりがちにならないよう、御近所や地域の人たちとお話をしたり、外へ出て体を動かす機会を増やしたりしながら、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていただくことを願っており、そのためにも、移動の足に困らない社会づくりが喫緊の課題であると捉えております。

そのための施策の一つとして、本市が運行しておりますふれあいバスを利用して、多くの人に出かける機会を促すため、65歳以上の市民に対するふれあいバス無料化を、さきの市長選挙公約に掲げ、鋭意取り組んでおります。

その実現に向けては、公共交通関係者からなる「尾鷲市地域公共交通活性化協

議会」において丁寧な協議を行うほか、関係する皆様と課題を共有しながら、「安全で快適な公共交通の確保」を目指し、一つ一つその準備を進めております。

議員御質問の65歳以上の「ふれあいバス無料化」においての運賃負担額は年間900万円ほどを見積もっており、実施の時期につきましては来年10月頃を目指して進めてまいりたいと考えております。

なお、ふれあいバスの無料化実施後には、お買物や通院などの利用に加えて、国市浜公園や新しくなる図書館や体育文化会館などにも出かけるなど、存分に利用していただきたいと思っております。

次に、都市計画税の賦課率の見直しについてであります。

本市の都市計画税につきましては、昭和19年の東南海地震等による地震津波被害からの復興事業や、紀望大通りの新設、拡幅をはじめとする街路事業実施等による都市化推進を目的として、議員御指摘のとおり、昭和38年度より賦課徵収を開始し、昭和53年度に、国の税制改正に伴い、税率を0.2%から現行の0.3%に設定しております。

地方税法におきまして、都市計画税は都市計画事業または土地区画整理事業に要する経費に充てるため、都市計画区域の全部または一部の区域で、条例で定める区域内に所在する土地、家屋に対し、都市計画税を課すことができると規定しております。

当初は市内の都市計画指定区域での課税を行っておりましたが、そのうち平成20年度からは、賀田地区と曾根地区では、土地区画整理事業の終了等を主な理由として、都市計画税の賦課を猶予しているという状況にあります。

以前にも議員から御質問のあった本税の税率引下げにつきましては、私なりに検討をいたしてまいりました。確かに、過去には、税収が充当事業に要する費用を上回り、剰余金が生じていた時期もありました。しかし、平成30年度には全局的な都市計画事業の整理見直しを行い、使途を明確にするため、「都市計画事業基金」を設置し、財源運用の適正化に努めてまいりました。結果、本年度は、都市計画税を都市計画事業に全て充当し、当初予算編成後の基金残高はゼロとなっております。

また、現在実施中あるいは今後実施していく都市計画事業として、尾鷲港新田線整備関連事業、都市公園整備事業等を予定しており、また、道路、橋梁等の都市基盤老朽化による改修修繕事業にも充当しております。

さらには、都市計画事業に対する起債の償還が必要であり、今後一定の期間に

おいて計画的に財源を確保していかなければならないことから、それらに対する目的税である都市計画税は、本市における貴重な財源として引き続き確保していく必要があります。

したがいまして、税率の引下げにつきましては、当面の間実施することは難しいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、行政組織の変更についてであります。

私はこれまで2期8年間、市長として、「財政健全化」、「教育環境の整備や子育ての支援体制の充実」、「尾鷲総合病院の診療体制の充実」、「ゼロカーボンシティーの推進」など、様々な施策を推進し、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向け邁進してまいりました。

こうしたことから、このたびの市長選挙において掲げた10項目の大型事業をはじめとする諸施策を成し遂げるため、また、人口減少など、多様化する行政課題に対応するため、一部組織の見直しを検討しているところであります。

私が掲げた政策を戦略的に推進するためには、組織の在り方をいま一度考えることが重要であります。こうしたことから、私の具体的に掲げる施策を実現させるためには、組織体制がどうあるべきかをしっかりと見据える必要がありますので、そのことを十分踏まえ、検討していく考えであります。

その中で、議員の御提案の尾鷲総合病院の医事課の件につきましては、平成27年度に組織機構及び業務分掌の見直しを図り、総務課と医事課を統廃合し、人事労務及び施設管理、財政管理と医療事務の部門の一元化が図られた経緯があります。

病院運営は当時から厳しい状況にあり、効果的な経営管理の必要性から、医事課が管理している診療報酬に係る部門の収益と、総務課が管理している歳出や財政部門を統合することで、迅速かつ効率的、効果的な病院経営が可能となり、現在に至っています。

しかしながら、組織機構を変更して10年がたちますが、以前にも増して病院経営は厳しい状況であるため、昨年度には診療報酬請求事務能力認定試験の認定証を持つ職員を採用し、収益増加のための診療報酬部門の強化を図ったところであります。

議員御提案である医療事務の強化につきましては、収益増加を図るために必要であると考えておりますが、診療報酬事務に携わる人員配置などを考慮し、組織体制については十分検討してまいりたいと思っております。

以上、私からの壇上からの回答とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（丸田智則君） それでは、説明いたします。

現在本市が利用している福祉医療システムは、住民の情報を管理する「総合住民情報システム」と連携していることから、そのシステム業者が本市専用にカスタマイズしたもので、県内では本市のみへの導入となっております。他市町が導入しているシステム構成であれば、機能の追加設定で対応できるのに対し、本市のシステムでは、基盤となる汎用システムに不足している機能を一から追加し、既存の部分にも手を加える必要があります。そのため、改修にはかなりの作業時間と高額な改修費が必要となります。

さらに、このシステムのサポートは令和11年1月に終了するため、たとえ今回改修したとしても、3年後には新たなシステムへの全面的な入替えが必要となり、その際には、再度高額な費用が発生します。

このような状況から、これまで様々な方法について検討を行っておりますが、今後も継続して最適な方法を検討してまいります。

議長（小川公明議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 市長の答弁ありがとうございました。

まず、一番先にバスの政治公約された無料化についてでございますが、来年度の10月からスタートをする予定であるという明確な答弁をいただきましたので、ぜひとも、必ず来年度の10月1日には実施できるよう、お願いをいたしたいと思います。

それと同時に、バスにつきましては、大変高額な負担になろうかと思うんすけれども、約900万円の負担が見込まれるということですので、65歳以上もしかりなんすけれども、できたら、学生、高校生まで、これも僕は無料にしていただければなお皆さん喜ぶんじやないかなというようなことで、公共交通のバスが、利用度が深まるんじやないかなという強い思いがいたしておりますので、でき得れば今後の検討課題として、18歳まで無料化を考えていきたいと、これは要望をしておきたいと思います。

それと、初めの防災関係なんですけれども、たまたま今回発生時が日常業務であったことから、全てある程度の面では、市長の報告のとおりに、スムーズに事が全体的には運ばれたと私も認識をしております。ただ、私も当日昼前後に、中村山公園のほうと社会福祉協議会のほうへ現地を訪問させていただきました。ち

ちょうど中村山に行ったときは昼前後ということで、郵便局の方たちがたくさん避難されておって、市民も当然なんですけれども、その中で郵便局の方が、飲料水とアルファ米の食事を用意していただきて、ちょうど食事を食べている最中でございました。本当に、郵便局の、素早い、局の職員はともかく、避難市民に対しても提供をしていただいたということで、その場に私もお礼を申し上げたんすけれども、そういった機敏な対応も、市役所内部でも必要じゃなかったのかなと思っておりました、後で当然市のほうも飲料水を運んでいただいたということで安堵したわけなんですけれども。

社会福祉協議会のほうは比較的港町の方たちがおりまして、皆さん落ち着いた様子で、夕方までには無事に帰路につかれたということなので安心したんですけども、ただ一つの僕の心配点としたら、尾鷲市が全部に避難指示を出しましたよね、避難指示で、今回余裕のあることで、避難場所というのは、民間も含め、幾つもあるんですけども、特に尾鷲市の場合は、社会福祉協議会の事務所と中央公民館、この辺りが公共としたら最も一番気づくことでございますので、避難指示は、出すのはいとも簡単なんですけれども、その後のアフターケア、水にしろ、食料にしろ、即座に対応していただく体制を取っていただきたいと、これは強く要望をいたしたいと思います。

災害はいつ発生してもおかしくないと言われましたけれども、常日頃の、やはり市長、訓練が大事ですよ、日常の訓練であり、夜間訓練であり、祭日の訓練であり。僕はもっと、市役所全体が、市役所の防災組織の意識を高めるためにも常日頃から非常訓練はやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 現状の状況を、どういうふうな状況になっているのか、もし万一それが駄目になった場合、それにつきましては、担当の防災危機管理課長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

議長（小川公明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） 防災訓練につきましては、10月19日に全市民を対象として、主に自主防災会、それから自治会等に声かけしながら訓練を実施する予定でございまして、また、それ以外にも、市役所職員を対象とした防災訓練の実施、それから、各自主防災会等に対して防災訓練と、そのような支援を随時実施してございます。

議長（小川公明議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 訓練はそうなんですけれども、僕は、非常呼集の、例えば平日の、例えば市役所内部ですよ、すぐ対応できるような訓練、夜間でも日曜祭日でも急遽職員を招集して防災本部を立ち上げて、避難所設置に向けたいろんな諸準備が速やかにできるよう、市役所内でのまず訓練が必要じゃないのかなということで今回は感じました。

特に病院のほうも、市長が答弁されたように、院内のほうで即座に診療部門で一時中止をして対応対策に踏み切ったということなんですけれども、これからも、病院のほうも、執行部と同じBCPに基づいた常の非常訓練というのが僕は一番身になってくるんじゃないかなというような思いをいたしております。

これはあくまでも聞いた話なんですけれども、伊勢日赤のほうでは、常に防災訓練は頻繁に行われるそうで、いろんな災害を想定して、例えば火災が発生した訓練、地震津波の訓練、あるいは台風による訓練といった訓練は、常日頃から伊勢日赤のほうは職員全体に分けてやっているそうでございますので、でき得れば、そういった先進地視察も病院のほうで行ってもいいんじゃないかなというような思いがいたしております。

私、これ、市長、病院のある先生に最近聞いた話なんですけれども、尾鷲病院の初動体制というのは一番何が大切ですかと問うたら3点答えてくれました、本当の初動体制はこうですよっていって。それは御存じじゃないでしょうね、多分ね、病院に対する初動体制。

多分御存じじゃないと思いますので、聞いた話を披露させてもらいますけれども、まず一番先にしなくちゃならないのはタンクの水を止めることだとおっしゃいました。やはりトイレで使う水というのが、かなりの大量の水が消費されるということで、供給されないというのを前提に、まずトイレの水を止めること。そして、院内の火災等のチェックをすること。そして、3番目として、各部門で、職員、患者の点呼を行って、それからBCPのマニュアルに基づいて災害対策ということで取り組んでいるそうでございますので、やはりまず飲料水が一番確保ということでございますので、これは病院の事務長に直接お聞きするんですけれども、今用意されているタンクだけで、もし給水が止まった場合、何日ぐらい可能ですか。

議長（小川公明議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（竹平專作君） 飲料水につきましては、約3日分を想定しております。災害に備えております。

議長（小川公明議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 病院はエネサーブの発電システムがあることから、電気については、恐らく電気も、3日分の燃料、5日分ですか。

やはり病院は、透析患者がおられるということで、大量の水を消費するということで、僕は水も3日じゃなしにもっと用意してもいいのじゃないかなというふうなことで、もしでき得れば非常用タンクをもう一つ考えてもいいのかなという思いがいたしております。

病院としては、やはりそういったことの検討は、危機管理の検討というのは常日頃からされていないんですか。

議長（小川公明議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（竹平專作君） 飲料水タンクの必要性と設置についてでござりますけれども、病院では、診療行為、入院患者に対しての飲料水、必ず水が必要となります。その辺については、今の受水槽の規模からは、現在約3日間ということですけれども、長期間になると、そこでは断水が続くようであれば、何らかの支援が必要になるというふうに現在のところは考えております。

議長（小川公明議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 時間のほうが短いので病院も中途半端なことで終わっていくんですけども、いずれにいたしましても、もし大災害が発生すれば、市の計画でいっても尾鷲病院へ、お亡くなりの方とかけが人の方約1,300人余りの方が病院のほうへ来ると予測されております。言わば野戦病院化されるということで、病院内部では処置できず、恐らくコメリ辺りヘテントを張って対応しなければならないだろうと予測するんですけども、いかんせんマンパワーについては全く人手が足りないだろうと予測をできます。

よって、前にも提案させていただいたんですけども、尾鷲高校を対象に災害ボランティア協定なんかを結んだらどうだろうかなということは前も提案をさせていただいたんですけども、これはまた後ほど私のほうも学校のほうへ行ってお話を聞いてくるということで、要望で終わります。

水道なんですけれども、市長は給水車のタンクを積んで万全の体制をしたということで、よくそこまでやってくれたなと感心するんですけども、私、水道部長に以前から、給水車の購入ということで何回となく要望しておったんですけども、やはりこの時点になってきたら給水車が必要じゃないかなという強い強い思いがいたすんですけども、市長もそうなんですけれども水道部のほうとした

ら給水車の購入についてはどのようにお考えですか。

議長（小川公明議員） 水道部長。

水道部長（神保崇君） お答えいたします。

これまで、給水車の必要性というものは認識し、検討いたしておりましたけれども、車両購入が、今回の物価高騰に伴って、車両購入、3,000万以上必要であるということでございます。また、これに対しての補助金等ももうないということでございます。また、車両の維持費や給排水ポンプの整備など、様々な問題点があることから、現在、購入には至っておりません。

しかしながら、必要性は十分に認識しておりますので、今後も引き続き検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 検討じゃなしに、できたら購入に向けて踏み込んでいただきたいと、これも要望をしておきたいと思います。

次に、18歳未満の医療費の現物支給のことなんですが、先程来、市長の答弁、参事の答弁を聞くと、やはりしたいのはやまやまなんだけれども、システム改修がどうも、いかんせん尾鷲のサーバーシステムが三重県下で1台しかネットワークされていないということで、高額の改修費がかかるというような見解なんですけれども、そうすると、答弁を聞いておりますと、あと3年はかかるということなんですか、市長、現物支給のシステム改修に。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員がおっしゃっていますようにうちのサーバーというのは特殊なもので、尾鷲市だけしかないという、そういうシステムでございまして、それをまず今回の課題について変えるとなると、ほかの市町4市町で、要するにサーバーの切替え、あるいは要するに新しいソフトを入れるについても、具体的に申し上げますと、金額的には10倍程度の、まず初期費用がかかると。それでもって、また3年後には、結局今のサーバーのやりかえ、全面的にやらなきゃならない。これも一応メーカーのほうから聞きますと、幅があるんですけれども平均すると大体1億円ぐらいかかるんじやないか。

こういう状況の中で、だから、おっしゃっていますように、私自身も何とか窓口負担というのはずっと考えておりましたんですけども、今後は、メーカーのほうとか、ほかに代用ができないか等々も考えて、一応検討はしていきたいと考

えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小川公明議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 尾鷲の導入しているサーバーにつきましては非常に使い勝手の悪いサーバーだということで理解をするんですけれども、僕が不思議なのは、現在就学時までシステムで入れてシステム改修しておるのに、何で、6歳から18歳まで、約1,000人余りの方がおられると思うんですけれども、入力できぬいのかなというような、本当に僕はこのAIについては無頓着のものなんですけれども、でき得れば僕は、早く歩調を合わせる意味でも、アナログ方式でもこれ、できないのかなというような思いがあるんですけれども、このままでいたら3年間、尾鷲市だけ児童福祉の格差が生じているということで、これ、担当課のほうに、アナログではできないんですか、紙ベースで。

議長（小川公明議員） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（丸田智則君） 実はアナログ方式につきましても、含めて様々な方法を検討しております。

その中で、早期実現できるよう、引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。

議長（小川公明議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 今の尾鷲市の病院、開業医だとか調剤薬局に行くと、無料化のあれが貼ってあるんですね、どこに行っても。皆、医療機関でも調剤薬局でも対応が可能なのに、なぜ尾鷲市のサーバーだけ対応できないのかなって私は本当に不思議でかないません、市長、この点についてはね。理屈は分かりますけれども、もし答弁があれば。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） だから、私も、尾鷲市だけ何で特殊なのかと。以前のをいろいろ類推することはできるんですけれども、現実的に尾鷲市だけしか今のシステムはないということだけは事実でございますので、その辺を今回どういうふうな形で補填していくかということを考えながら、最終的には、要するに、そういうシステムについてのやり替えるのかどうか、これ、究極的な話もやっていかなきやならないと思いますが、まずはこの件についてどうあるべきか早急に議論しながら結論は出していきたいと思っております。

議長（小川公明議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 現物支給については、できる限り早くできる方法を御検討を積

極的に進めさせていただけます。これは強く要望をしておきます。

次に都市計画税のことなんですが、県下でも市民所得の多い桑名市だと、四日市市、鈴鹿市等なんかは0.2%の課税率なんですね。例えば市民所得で、県下の市民所得平均が311万円、当市が271万円、四日市なんか361万円と、尾鷲市よりか、市民所得1人当たり90万円も高いところが0.2%で抑え、そのまま持続してやっているということでございますので、尾鷲市のような大変経済基盤の、高齢化の多い脆弱なまちからいくと、やはり0.3%の課税は、僕は少し厳しいなという思いがしております。

ここに、お許しを得て、キュウリとニンジン、持っているんですが、これ、1本幾らか御存じですか、市長。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今の値段ですか。結構土物野菜というのが上がっているという話は聞いているんですが、私も買物をしたことがございませんので、いつもうちの女房がやっていますけど、大体、当時、私もスーパーに行ったときのあれで、今どれぐらいなんでしょうね。キュウリが大体100円ぐらいですか。値上げしちゃってね、ぐんと上がっています。ニンジンは、太さからいったら重さは多いですから、それより若干高いんじゃないかなとは思っているんですけどね。

議長（小川公明議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） さすがですね、市長。キュウリ1本、昨日の時点で98円、それから、ニンジンが比較的安くて88円、税込みで。200円です、税込みで、2本でね。それだけいろんな生活物価が大変上がっているような状況の中で、本当に都市計画税というのは、僕に言わすと、固定資産税の二重取りそのものじゃないかなと。市長も笑っておりますけれども、市長も十分同じ気持ちだと思うんですね。

例えば土地には約6,000万ほどの課税、家屋には約5,000万ちょっとの課税で、今、1億一千何百万なんですが、60年間に市民が払っておる都市計画税というのは現在のお金に換算して、僕、60年間で100億余りの、市民が余分に都市計画税のために固定資産税を払っておるという認識でおるんですけど、やはり市長は、当面の間は考えていない、考えるというのは難しいということなんですが、確かに基金がゼロ円で決算を上げているのも御存じでございます。しかしながら、都市計画といえどもインフラ整備事業に、市民の負担を、目いっぱいの負担を取るんじゃなくて、僕は0.2%の負担を取っても事業

には全く影響がないと考えておりますので、これはまた市長の任期中にぜひとも考えていただきたいです。市長がもう一期するのなら別ですよ。せめて加藤市長は、都市計画税0.2%に下げていってくれたわというようなことは残りますよ、永遠に。

それと、最後で機構改革についてでございますが、やはり僕はこれまで、伊藤さんにしろ岩田さんにしろ、自分のやりたい方向性を示すのに、機構の中で明確に出したことがあります。例えば伊藤さんなんかは3部制をしいたこと也有ったんですけども、それとは別に新産業創造課というのをつくって、新たな尾鷲市の産業を創出していくという課もつくれたり、岩田さんは、魚まち推進課、木のまち推進課、尾鷲の文化である漁業と林業へ力を入れていくんだというようなことで、頭出しして機構改革を行っております。恐らく市長もそういった思いがあると思いますけれども、やはり機構改革の中で、尾鷲市の進む方向性を、僕は示すのも、為政者としての、1人の、分かりやすく、考え方じゃないかなというような思いがいたしております。

総合病院につきましては、ぜひとも医事課の2本立てで、健全な医療業務をつかさどっていただきたいと思います。

最後に機構改革に込めた市長の強い思いをお聞きして終わりたいと思います。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） やはり、いかにして、今、尾鷲市が掲げております理念あるいはビジョンをこれに近づけながら目標を達成するか、目的に沿った形で。当初我々としては、3年前から第7次総合計画で「住みたいまち 住み続けたいまちおわせ」、これを目指すために、私は具体的には元気にするんだと、尾鷲を。そのためにいろいろ、いろんな施策を、10、大型事業、そして、新たに子ども子育てから高齢者医療に対して、あるいは産業の活性化、そういったもろもろの行政課題をきちんと、やはり、まず、市長の任期というのは4年でございますから、4年の間にどれだけ達成できるか。私は、だから、要するに、大半の部分は達成したいという、そういう思いで今回やっておりますので、その辺のところを踏まえた形で組織変更をするのか、あるいは組織の部分の中に付加するのか、それはまた十分考えさせていただきたい。特に私自身思っていますのに、いろんな戦略をきちんと達成させるためには、やっぱり組織の在り方というのは非常に重要なと思っておりますので、その点については、恐らく、組織変更するのであれば3月の議会じゃ間に合いませんので、12月の議会にはきちんとお示しさせていただいた

だきたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） ありがとうございました。

中途半端な時間のない質問で申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

以上です。

議長（小川公明議員） ここで休憩いたします。再開は11時15分からといたします。

〔休憩 午前11時02分〕

〔再開 午前11時14分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、仲明議員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8番（仲明議員） 今回は、尾鷲市高齢者保健福祉計画に基づく地域包括ケアシステムの現状と介護保険事業について、また、政府が全国的に整備する方針を示した高齢者向けシェアハウスについて質問をいたします。

尾鷲市高齢者保健福祉計画は、令和6年度から8年度までの計画期間の推計人口で、令和8年度には、総人口1万4,702人のうち、65歳以上が6,986人となり、高齢化率が47.5%と推計されております。世帯構成では、高齢者単身世帯や、夫婦2人の高齢者世帯の割合が増加し、身近に頼る方のいない高齢者が増加していると捉えています。

高齢化率の上昇や、認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が抱える課題が複雑化、複合化しているとし、このような動向を踏まえ、高齢者福祉サービスのさらなる充実と新たな課題やニーズに対応できる体制の構築など、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができることを目的として策定しております。

また、本計画は、紀北広域連合において策定する第9期介護保険事業計画と一体性を保つとされております。本計画の基本理念には、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体に提供できる「地域包括ケアシステム」をより具体的なサービスとして機能させるために、行政と多様な主体が協働しながら、さらなる深化、推進を目指すとしております。

まずは、地域包括ケアシステム推進のための基盤の整備である「地域包括支援

センター」は充実されているのか、市民の方に理解をされているのか、認知度は、分かりやすく御説明をいただきたいと思います。

次に、取り組むべき重要度が高く、注視をしていきたい項目である施策目標の目標2の生活支援サービス、目標3の健康づくりと介護予防の推進、目標6の医療と介護の連携体制の構築について、それぞれの深化と推進を御説明ください。

次に、第7章の介護保険事業の推進についてであります。

将来人口推計では、要介護・要支援認定者数は、令和5年度の3,222人から、令和8年度には3,191人へと横ばいで推移することが見込まれております。

ここでは、入所施設サービスについて、絞って質問をしていきます。

在宅で介護をする家族等も高齢化し、介護者の身体的・精神的・経済的負担が大きくなっています。介護者のアンケート結果からも、介護者自身の高齢化、いわゆる老老介護、介護期間の長期化、心身の負担の大きさがうかがえる現状と課題があります。

地域共生社会を実現することが求められ、地域包括ケアシステムを深化させ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることは、目指すべき姿であり、市民皆様の願いであります。

高齢化の進展の中、訪問介護や通所介護などの居宅サービスの体制の充実も重要ですが、高齢単身者や老老介護の方は、心身的、経済的にも疲弊し、入所施設をどうしても選択しなければならなくなります。

近い将来を見据えても、少子高齢化の進展は、在宅介護から早期の施設入所介護に移行していくと私は推測をしております。

施設入所の判断はもちろん個人の判断となります。まずは経済的な面により、選択肢は絞られます。入所希望の方が在宅から施設入所に移行する場合、国民年金収入で入所できる施設が期待をされています。また、入所施設の選択肢は、要介護認定により、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等があります。各施設の計画期間の利用人員の見込みは、それぞれ、248人、169人、140人となっております。

まず、単身高齢者と夫婦2人の高齢世帯の介護認定者数をそれぞれお示しください。また、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設への入所に伴う対象条件と、手続、手順についてと、この2施設の入所状況と、待機があれば人数をお示しください。

ださい。

壇上での質問は以上であります。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、仲議員の御質問に対してもお答え申し上げます。

まず、地域包括支援センターの充実度、認知度についてであります。

本年2025年は、団塊の世代の全てが75歳以上の後期高齢者に達し、医療や介護の需要が一層高まる中、本市におきましても地域包括ケアシステムを深化させる重要な節目を迎えております。

その主要な機能を担う地域包括支援センターにつきましては、尾鷲市社会福祉協議会内に設置いたしており、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに自分らしく暮らし続けられるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとして連携し、様々な機関と協働しながら、地域包括ケアシステム推進の中核的な役割を担っております。

具体的な内容の主なものといたしましては、介護や健康に関する相談を受け、要介護認定の申請代行、ケアプラン作成、利用できるサービスの紹介等を行っております。

また、家族介護者の交流と学びの場となる介護者交流会や家族介護教室のほか、認知症施策といたしまして、認知症の方が尊厳を保持し、希望を持ち続けながら暮らし続けられるよう、予防、早期発見、早期対応などの対策を推進し、認知症に優しいまちづくりに取り組んでおります。

その一環といたしまして、引き続き認知症サポーターの育成活動支援を推進していくとともに、本年度から、サポーター同士がチームを組み、認知症の方やその家族の生活面に対して早期からの支援等を行うチームオレンジづくり、これを進めております。

加えて、高齢者の権利擁護に関する相談対応など、関係機関や地域の皆様と協力しながらその体制づくりを進め、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本人の状況に応じた支援を行っております。

あわせて、医療機関や介護事業所に加え、民生委員、地区福祉委員等と緊密に連携し、地域包括支援センターが速やかに適切な支援につなげる体制を構築しており、昨年度の相談件数は延べ745件に上っております。

地域包括支援センターの認知度の向上につきましては、広報おわせやおわせ社

協だよりに加え、本市、紀北広域連合、そして尾鷲市社会福祉協議会の各ホームページで継続的に情報発信を行っております。特に、認知症関連等の取組が地元紙に取り上げられるなど、現在ではその内容について広く御理解をいただいているものと認識しております。

次に、尾鷲市高齢者保健福祉計画における各施策目標の深化と推進についてであります。

まず、生活支援サービスにつきましては、本市は、尾鷲市社会福祉協議会、関係団体等で協議しながら、地域のニーズを把握し、その資源を活用し、支援体制の充実を図っております。具体的には、ボランティア養成講座等を通じて、担い手となる人材を育成し、買物やごみ出しなどを中心とした地域ニーズに応じた住民同士の支え合いの仕組みづくりを進めております。

あわせて、地域との協議により、買物支援バスの運行を実施することで、移動に係る支援を行っております。

また、高齢者の皆さんのが希望されている健康体操や、手芸、カラオケ、健康マージャン等、様々な活動を行っている、ふれあいサロンをはじめとする住民主体の活動を支援し、交流と通いの場の充実を図っております。

そして、高齢者への配食見守り支援といたしましては、食の自立支援事業及び緊急通報装置貸与事業を実施し、栄養バランスの取れた食事の提供と安否確認を行うとともに、急病や災害等の緊急時に即応できる体制を整備し、食生活の改善と不安の軽減につなげ、在宅での自立した生活を支えております。

次に、健康づくりと介護予防につきましては、まず、健康診断の受診を広く啓発するとともに、その結果を活用し、自らの健康状態を把握した上で生活習慣の改善に取り組むことを基本とし、生活習慣病の予防を推進しております。糖尿病や高血圧等の予防を目的とし、各種検診や、ウォーキング等の健康教室、地区を巡回した健康相談を実施し、運動や食生活の改善を支援しております。

また、心身機能の維持向上やフレイル予防、地域交流の促進を目的とした介護予防教室の実施など、介護事業所や地区コミュニティーセンター等と連携しながら社会参加につながる通いの場の拡充を進めており、昨年度は25か所の会場において1,231回の講座を実施し、延べ9,000人を超える方々に御参加いただきました。

3番目に、医療と介護の連携体制の構築につきましては、地域の医療関係者と介護関係者の連携強化を目的に、カフェ方式による意見交換の場づくりや、専門

職が抱える課題の解決に資するガイドラインの作成を行っております。

さらに、高齢者の皆様おののの意思を尊重し、最後まで自分らしい生活が送れるよう、どのような医療、介護を受けたいかを話し合うアドバンス・ケア・プランニングの普及啓発にも取り組んでいるほか、医療、介護における多職種間の情報連携をより円滑に行えるよう、ＩＣＴ活用による連携強化についての検討を進めております。

これらの施策を総合的に推進し、多様な主体が協働しながら地域主体の取組を継続的に行っていくことで、地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進を図つてまいります。

なお、単身高齢者と夫婦2人の高齢者世帯の介護認定者数や入所に伴う手順等につきましては、担当課長より説明いたします。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） それでは、説明いたします。

まず、本市における要支援を含む在宅生活を送る介護認定者数は1,032人で、そのうち単身世帯は418人、夫婦2人の高齢者世帯の人数は280人でございます。

施設の入所要件につきましては、特別養護老人ホームは本市に2施設ございますが、原則として要介護3以上であり、介護や日常生活上の支援が常時必要な方が対象でございます。また、介護老人保健施設は本市にはございませんが、同じ紀北広域管内において、紀北町に2施設ございます。この施設は、要介護1以上で、在宅復帰を念頭に、医療、リハビリを伴う中間施設として利用される方が対象でございます。

入所に至るまでの手順としましては、両施設とも、日常関わりのあるケアマネジャー等に相談の上、本人の状態に応じた施設を検討し、申込みを行います。その後、本人または御家族等の代理人と各施設との間で、施設の定める入所基準などに基づき契約を締結し、入所が決定されます。

次に、入所状況につきましては、特別養護老人ホームでは、本年8月現在で約81%の入所率で、待機者数につきましては、既に他の施設やグループホーム等に入所されている方や、複数の施設へ申込みをされている方が一定数おりますが、差し迫って入所が必要な方はいない状況でございます。

また、介護老人保健施設の入所状況につきましては、90%の入所率で、この

施設の特徴である、医療ニーズや介護度、家族状況など、個別要因により入所対象となるかが都度変動するため、いわゆる一律の待機者数としては把握できないのが現状でございます。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 8番、仲明議員。

8番（仲明議員） 今、市長から、地域包括支援センター、また、ケアシステムについては、広報等で理解をいただいているということで一応安心しました。

ただ、地域包括支援センターと、ケアシステム、大変、これ、難しいんですね。言葉で言ってもぱっと簡単に入りません。何とか、あるいはこういう活動をしていますよというのが、やっぱりこれから重要なのではないかと思います。

8月31日の大手新聞に、市長も、これ、見たと思うんですけど、全国の首長アンケートの報告が載っています、介護予防等についてね。

それで、全国の知事、市区町村長、全てなんですけど、介護保険サービスの提供体制の存続に危機感を抱く首長が97%あると、三重県では、30自治体が全ての首長は地域間を持っておるというふうなことが載っています、介護保険ね。大分危ないです。

それから、地域包括ケアシステムについては、よかったですに84%が、いわゆる十分に、ある程度、構築ができているということで、先ほどの市長の答弁と一応合致しています。構築ができているということなんです。

ただし、システム体制維持には懸念の声も上がっていると。これは、地域での支え合いが困難になってきている、調整がうまいこといっていないという判断ですね。特に中山間地域では困難が予測されていると。これは担当者の声です。

そういうことも含めて次に進めていきたいと思うんですけど、地域保健計画の計画策定の背景に、地域住民が支え合いながら自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」を実現することが求められているとされております。用語解説は拝見しましたが、地域共生社会とは、具体的に市民のどのような活動や支え合いなのかお聞きをしたいと思います。

議長（小川公明議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） それでは、説明いたします。

地域共生社会につきましては、本市計画において、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの、制度、分野の枠や、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持って

助け合いながら暮らすことのできる包摂的な社会と示しております。

本市では、高齢者施策の目指すべき姿や、高齢者福祉のさらなる充実を示した「尾鷲市高齢者保健福祉計画」、安心して、妊娠、出産、育児が行える環境づくりを支援し、子供への支援を重視した「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」、障がいのある人の自立や社会参加をはじめとする総合的な支援の充実を示した「尾鷲市障がい福祉計画」等に基づき、分野ごとの取組を総合的に推進しております。

高齢者に係る具体例としましては、民間事業者が戸別訪問等の日常業務の中で、声かけや安否確認を基本とした見守り活動を行うことや、住民同士の支え合いの仕組みである「助っと」による買物やごみ出し支援、地域における認知症の理解を深め、より見守りの支援を進めるため、地域住民や小中高生、企業における認知症サポーターの養成、認知症の方やその家族と地域住民が交流し、お互いを理解し合う場所である「認知症カフェ」など、これらを通じて支援の場を広げるなどの活動もその一つです。

このように、地域住民、企業や行政などが連携しながら高齢者の見守り活動を行うことや、地域サロンなど、住民同士がつながり、助け合いの取組を通じて、孤立や生活上の困り事を地域全体で解決していく活動を行っています。

これらの取組を一つ一つ着実に進めていくことで、地域共生社会の実現を目指しています。

議長（小川公明議員） 8番、仲明議員。

8番（仲明議員） 福祉保健課長からは模範回答をいただいた、このように思っていますが、本年の最低賃金は平均1,000円を超える報道がありましたが、光熱水費の高騰をはじめ諸物価の高止まりは実質賃金マイナスとの評価もあり、国民年金については大幅なアップも聞こえてきません。これからの高齢者の生活は大変厳しい状況がうかがえます。

国の施策ではありますが、このような状況の中、本市では共生社会の実現をどの程度まで目標にしているのかお聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、地域共生社会というのは、先ほど福祉保健課長のほうから説明させていただいたわけなんですけれども、一つにはやっぱり、端的に言って、必要な支援が切れ目なく届く社会の姿、一言で言ってこういうことじゃないかなと思っております。

私といたしましては、多様性がまず尊重されなければならないと。多様性の話ですよね。そして、先ほども申しましたように、誰もがそれぞれ役割を持っているでしょう、あるいは、居場所も持っているでしょう、その助け合いが日常の営みとして根づく地域を将来的な理想像と思っております。

そのために、先ほどの御質問の中の定量的な数値、この目標は定めておりません。ですけれども、理想とする社会の姿、共生社会の実現というものは、先ほども申しましたように理想とする社会の姿でありまして、日常の暮らしの中で自然と助け合いが広がり、行政や地域がそれを支え続けることが重要であると考えております。

ですから、具体的に言いましたら、市民の皆さんをはじめとして、社会福祉、それに関係する社会福祉協議会、民生委員の皆さん、そして、医療・介護関係者、あるいは自治会、企業等、様々な立場の個人や組織団体が協働しながら、見守りとか、あるいは通いの場、互助の仕組み、相談から支援に至るまで、切れ目がない支援を構築していくことが必要であると思っております。

これらの取組を一つ一つ着実に進めていくことで、住民一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指します。

ですから、こういうことを言ってもまずやっぱり一番最初にやらなきゃならないのは啓発活動、これは私自身が一番大事な話だと思っております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 8番、仲明議員。

8番（仲明議員） 共生社会とは何ぞやというのはちょっと難しい質問をさせていただいたんですけど、それはそれとして、実は、言うたら、これからちょっと出てくるんですけど、高齢者シェアハウスの件で出てくるんですけど、政府は高齢者シェアハウスの方針を出すときに、共生の新政策と位置づけて、地域共生型のモデルとして高齢者向けシェアハウスの整備方針を打ち出しました。国も、共生社会とは何ぞやというのを、はっきりと、用語解説はあるんですけど、ここはちょっと難しいんでしょうね、実際は、そういう中で、新たに共生の新政策として出したのは高齢者向けシェアハウスというような捉え方を私はしました。また後ほど、これ、質問させていただきます。

令和2年の国勢調査では、高齢者夫婦世帯が1,620世帯あり、そのうち夫婦ともに75歳以上の世帯が614世帯となっています。また、高齢者単身世帯

では1,843世帯あり、75歳以上の世帯が1,201世帯となっています。

高齢者世帯の生活支援サービスは、先ほど説明がありましたが、いわゆる食の自立支援事業、これは配食支援と見守り支援があるということで、緊急通報装置の貸与事業、買物支援、ごみ出し支援などは、介護認定を受けている高齢者世帯には在宅の支援に大きくつながっていると私も思っております。

梅雨明けから気温が40度近くになる今年の異常な気象は高齢者にとっても過酷で、水分の補給、エアコンの使用などが欠かせない日常生活になっております。先ほど福祉保健課長から報告がありましたように、418人が単身で280人が夫婦の世帯というような報告がありましたけど、これが認定者数ですね。認定者数がこれだけあります。その中で、介護認定を受けている独り暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の把握、また、支援、いわゆる戸別訪問指導等は進んでいるのかお聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員がおっしゃっていますように、介護認定を受けている独り暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯の把握については、まず、本市が保有している情報を基に、民生委員が戸別訪問を行いながら、緊急連絡カード、これを作成、集約する方法で今現在実施していると。このカードにつきましては、介護度や、あるいは緊急連絡先等を記載して、定期的に確認、更新を行うことで、緊急時の迅速な連絡や日常の見守りにつなげているというところでございます。

次に、要介護認定者の支援、これにつきましては、従来の介護保険制度に基づく訪問介護サービスを利用することで、日常生活に必要な支援を受けることができると、従来型のあれでございます。特に、買物や調理、洗濯といった生活援助を、利用者的心身の状態や、あるいは生活環境に応じて必要な支援内容を調整しながら提供しており、こうしたサービスにより、高齢者の方々が在宅での暮らしを続けられるよう、日常生活の負担を軽減して、心身の安定や自立を支えております。

また、議員も御指摘のとおりに、食の自立支援事業、あるいは緊急通報装置貸与事業、高齢者SOSネットワーク事業など、いろんな形で事業を推進しております。

そして、加えて、いろいろ、私ども、見守り協定を各民間事業者と締結しておりますけれども、その方々が、要するに声かけや安否確認を基本とした見守りをやっていただいていると。

このような取組を進めることで、今後も住み慣れた地域で必要なサービスが確実に行き届くよう、多様な主体と連携しながら、引き続き、きめ細かな支援の提供に努めてまいりたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 8番、仲明議員。

8番（仲明議員） 民生委員さんの方が御苦労をしていただいて、「緊急カード」、これ、私も実は書きました。自宅にあります。これはこれでいいんですけど、いわゆる高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の中で、介護認定を受けている方が、今、数字、いただいたんですけど、介護認定を受けていても介護サービスを受けていけるとは限らないんですね。受けていない方もいるんです、お金がかかるから。

それから、緊急カードがあるからということで、民生委員さんに全てを、単身者の方をお願いするべきものではないと私は思っています。

先ほども言いましたように、エアコンが欠かせない状況の中で、やはり健康管理というのが、少なくとも単身世帯や夫婦の高齢世帯には必要ではないかと、前にもお話をしましたけど。

把握というのは、数字的な把握ではないんですね、私の言いたいのは。尾鷲市のどこどこにどういう方が介護認定を受けているか、そういうことなんですね。そういうことであれば支援が必要でしょうという判断になります。

実は内閣府の推計では、2040年には高齢者4人に1人が独居になる見込みがあります。また、警察庁が、2024年1月から3月、3か月の集計をしたデータでは、自宅で独り暮らしの人が2万1,716人、孤独死をしています、死亡しています。これを年間に換算すれば、約、全国で6万8,000人の高齢者の孤独死が推計されるということなんです。これ、僕は驚きました。これから増えてきますよ、これは。

多分尾鷲市でも例示があると思うんですけど、それは別として次に進みます。

買物支援については、これまで何回か一般質問をしております。支援については、出張所管内的一部地区での生活支援体制整備事業において、買物支援バス「いこらい」の事業、集落支援事業の買物支援が報告をされております。この事業については、継続されることが必要であると私も思っております。ただし、介護認定単身高齢者で、心身、身体の負担が大きく、買物支援バスを利用できない方の買物支援が今後必要になってくると思われますが、市長の見解をお聞きいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず最初に、議員がおっしゃっていますように、完全なる、尾鷲市は、高齢化社会、これに突入していると。実際問題、それが事実として、生産者年齢、15歳以上から65歳未満の人、それと、65歳以上の高齢者人口、これが逆転しちゃったんですよね。議員がおっしゃいますように、これからますます高齢者人口というのは増えてきて、生産者人口というのが減ってきてている。これ、市の行政としても大変なことで、福祉の面からいっても、いかにしてこれを解決するための諸施策を打っていくか、これは大事な話だと思います。

現状の買物支援については、まず、買物支援バスの利用が難しい方には、介護保険サービスの生活援助による買物代行を適切に活用することが基本、これが基本なんですね。でも、非常に難しいですよね、おっしゃっているように。分かるんですよ。だから、その辺のところへ、またいろんな個別の事情に応じて、あるいは宅配サービスの活用、あるいは地域の移動販売、あるいは地域の助け合いの買物代行の促進、いろんな組合せによって生活必需品の確保を図る、これ、大事な話で重要だと私は思っています。

ただ、一旦例外的な、先ほどおっしゃっていますように、年金で生活をしている方、そういう方々は本当にそれでいいのかどうか、そして、もう一つ、介護を受けていらっしゃる方は、きちんとした把握はしているのか、これ、やっぱりきちんと大事な話だと思っております。

ですから、まずはやっぱり地域の取組として、行政の役割、これをきちんと明確化しなきゃならないと。行政は何をやり、地域の役割、取組というのはどういうことをしてもらわなきゃならないか、それを明確にしつつ、対象者の心身の状態、あるいは居住状況に応じた実効性の高い取組がやっていかなきゃならない。

特にこの件については、紀北広域連合、そして尾鷲市の社会福祉協議会、これときちんとした連携を取りながら協議を続けていかなきゃならないと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 8番、仲明議員。

8番（仲明議員） 市長には十分理解をされているようなので安心をいたしました。

やはりこれからは、行政の役割は何だと、そこが追求していく必要が僕はあると思います。委託をしたからお任せ、こういう団体があるからお任せ、そういうのではなくに、行政の役割とは何だというところを追求していただきたいと思います。

実は、またつい最近の報道なんですけど、ある大手スーパーが、買物やリハビ

リ支援として、買物を通じたリハビリテーションなどの取組を始めると。これ、松阪で出店するそうです、松阪市で、中部では初めて。もちろん買物もできます。車の送迎サービスもあると。大手のスーパーです。尾鷲市でもそういうスーパーがやっていただけるというようなことがあれば、僕はありがたいなと。送迎バスがあって、そこに行って買物ができるれば、理学療法士がおって、30分程度リハビリができる、また送ってもらえると。これ、すばらしいな。これは、大手スーパーが展開をしています。全国で、国内各地で90店舗ぐらい展開をしていくと。これ、ぜひ、市長、頭に置いておいてほしいんですわ。尾鷲市にもある企業なんです。あるんですよ。よろしくお願ひします。

次に、高齢者シェアハウスについて質問を続けます。

令和7年7月13日の某大手新聞に、「高齢者シェアハウス整備」、「政府、地域の介護施設活用」の見出しで、高齢者シェアハウスを全国的に整備する方針が報道されました。

記事内容は、過疎地などで高齢者らが安心して暮らせる住まいを確保するため、低料金で入居できるシェアハウスを全国的に整備する方針で、年内に詳細を詰め、既存施設を利用して、今後3年間で100か所を目指す、介護などの地域ケアの提供拠点とも位置づける。政府が想定するのは、単身高齢者や高齢夫婦らの個室を備えた小規模なシェアハウスであります。運営は社会福祉法人やNPO法人というふうになっております。

また、規模を抑えた介護施設や障がい者グループホームを併設し、元気な居住者は施設の業務を手伝えるほか、必要になった段階で介護も受けられる。建物は、既存の介護施設の転用や、一部活用で賄うと。整備の事業の主体は自治体であると。地方自治体であります。政府は、地方創生の交付金で改修費を財政支援すると報道されております。

政府が全国的に整備する高齢者シェアハウスの方針について、市長の考え方をまずお聞きいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員がおっしゃっています高齢者シェアハウス、これにつきましては、この前、私もじっくり読ませていただいたんですけども、国の地方創生2.0基本構想、この中で、「将来を考えたまちづくり」の単元で示された内容であると理解しております。

特にこの内容については、私はさつき多様性ということを申し上げたんだけ

れども、いろんな様々な方々が集って、それぞれ持つ能力、希望、これに応じて発揮する、生きがいを持って暮らすことが、これができるものが高齢者のシェアハウスじやないかなと思っております。

もう一つ、議員のお話にありました、今後3年間にそういうケアハウスを100か所展開すると、これに対して、非常に期待はしているところでございます。

いろんな制度を見直しながら、いろんな現存する施設を一部転用しながら、誰もが居場所と役割を持つコミュニティの基盤の構築を後押しする、こういうものと私は受け止めております。

本市としましても、高齢者の住まいの多様化と地域の見守り体制の強化に資する、私は有力な選択肢であると思っております。その中で、一応そこに、議員もおっしゃっていますんですが、詳しくは書かれていないんですけども、私はこの中で、例えば修繕する場合に、この修繕費の財政支援というのはどれだけなのか、要は何十%くれるんやと、100%なんですかというような話なので、まず、だから、要するに財政支援というのはどうなのか。

それで、運営に当たっての、先ほど議員がおっしゃっていました、住まれる方、基本的にはやはり、国民年金を頂いている、それぐらい非常に低い方であると。そうすると、企業側、要するに、例えばそれは指定管理でいくのかどうか分かりませんけれども、そういう運営側のランニングコストがどうなって、要するに幾ら支払って、そのバランスが出たときにバランスが取れなかつたら国からの支援があるのか、その辺のところが物すごく気になっているところでございます。

このためにもやはり、各関係団体、これも紀北広域連合を含めて情報を共有しながら、今後示される制度の詳細を注視してまいりたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 8番、仲明議員。

8番（仲明議員） 市長が言われる財政支援の規模とか運営の基準、経営のバランス、これ、大事なんですね。多分これ、政府がこれから介護の保険の中で詰めてくると、このように思っています。

さらに深めていきますと、記事内容から見る自治体の対応は、高齢者シェアハウスについては、人口減少につながる新たな取組として、自治体側は歓迎していると。全国約120の自治体や広域連合が、「地域ケアの再生存続の有力な選択肢」と政府方針に关心を寄せて、「地域ケアサービス再生存続自治体協議会」を既に設立しました。

総会で制度内容を提案し、反映を狙うと、ここが、市長の先ほど言われた3点の詰めということになります。

ウェブ情報では、ある自治体では、地域住民が集えるカフェスペースや畠を併設するなど、「地域とつながったまま暮らせる」シェアハウスを目指していくというような報道もあります。

また、高齢者がシェアハウス形式で暮らすことのメリットは、自然な会話や共同作業の機会が増えることで、孤独死の予防につながる、さらには、共同生活による家事分担や役割の意義は、身体・認知機能の維持にも寄与する、さらに、地域住民との接点を保ちながら暮らすことで、社会的つながりが失われるリスクを軽減できるなどと報道されております。

施設入所の選択肢はどうしても、家庭の経済的な面に左右をされていきます。国民年金受給者が、安心安全で気軽に低料金で入所できる施設が必要となってきます。

政府では、高齢者シェアハウスの整備の詳細は年内に詰める、まとめるとしておりますが、本市においても、地域ケアサービス再生存続自治体協議会などの情報を集めて検討をする考えはないかお聞きをいたします。

議長（小川公明議員） ここで、正午の時報のため、少し中断をいたします。

〔休憩 午前11時59分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（小川公明議員） 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

市長。

市長（加藤千速君） 地域ケアサービス再生存続自治体協議会、中身は議員がおっしゃったとおりでございます。私もそういうことについていろんな情報を集めながら前向きに検討したいとは思っております。中身につきましても、私が重複して言う必要もないと。まさしくそうなんですね。

その中で、何といってもやっぱり私としては、常に高齢者が安全、安心して穏やかな生活を送ってもらうための手法というのは何なのかということが一番大事なこと。そのための、要するに地域包括ケアシステムの中の一番大きな話は住まいの話。これについては非常に重要な話であると私は思っております。逆に国のほうがここまで進展した話が進んでいるのかということについては非常に关心のあるところでございます。

いずれにしましても、議員もおっしゃっていますように、詳細が年内に取りま

とめられるという予定でございますので、地域ケアの新たな選択肢として具体化が進む見通しであることから、特にこの辺については、地域共生型の高齢者向けのシェアハウス、これについてはきちんと検討してまいるとともに、自治体協議会についての情報収集というのはきちんとやっていきたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 8番、仲明議員。

8番（仲明議員） 今回の国のケアハウスの方針は、魅力的なのは、低料金で入所できる、これが一番なんですね。老健なんかもかなり、所得によっては安いということで聞いておりますし、また、定員も90%ということであるんですけど、今後増えていく中で、やはり低料金で入所できるという魅力があります。地域ケアサービス再生存続自治体協議会が、この7月28日に初会合を開いて、政府に規制緩和を提言する方針を固めたと。規制緩和をするというのは、多分施設の利用で、使わなくなった公共施設もオーケーだろうと。そして、社会福祉法人関係の施設もオーケーだろうというような規制緩和を求めていくというような、私は推測をしています。それがないと、多分広がらないんじゃないかなと。

尾鷲市でも介護施設を有する方の中で今空いている施設は多分ないと思うんですね。もしそれをするんだったら、公共施設なりほかの施設が規制緩和をされれば、また活用方法も違ってくると。あくまで耐震がされているかどうかという問題もあります。

最後になりますけど、人口問題研究所の調査では、今後、65歳以上の独り暮らしが増えることが予測されております。単身高齢者には、「知らぬ間に認知症が発症・進行する」、「社会からの孤立」、「生活意欲の低下」、「孤独死」など、様々なリスクがあるとして問題になっています。

また、地方では、既存の介護施設の維持が危ぶまれていると。尾鷲市はそういうあれはないんですけど、このような状況が近づいてくるという可能性もあります。

ここで、ちょっと最後にアンケートの延長をしたいんですけど、先ほど国のお首長アンケートでお話ししたんですけど、各自治体が力を入れているのは介護予防であるというアンケート結果が出ております。ただし、過疎地では、サービスの担い手や移動手段の確保が難題になっていると。豊田市では、介護予防事業で、いわゆるコーラス教室とか、いろんな教室を開いて、介護給付費が3億7,000万円減額したという実績がありますけど、このアンケートの中で担当者は、教室

を開くが、高齢者の移動手段がなくて、参加者は限られる。同じ人ばっか参加できるけど、ほかには普及されていないと。これでは、介護予防、できませんということなんですね。

そして、もう一つの担当者は、住民主体の通いの場というのは國の方針であるけど、そもそも運営を担う住民が不足しているというような報告、担当者は報告しておるんですよ。これがまさに調整ということに結びついてくると思う。尾鷲市でもこういう状態があり得るかもしれません。今後も予測できます。

そういう意味では、ちょっと心配なんですけど、政府のいろいろな方策によって方針が出てきますので注視をしていただきたいと思うんですけど、人口減少に對処する地方創生につながる新たな取組に、ぜひ、市長、挑戦していただきたいと思います。再度市長の考えがありましたらお願ひをいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、少子高齢化ということはもう長年続いているんですけれども、この進展というのは、先ほど議員がおっしゃったように、全国的に単身高齢者世帯の割合が増加していると。尾鷲市の場合、要するに全国平均よりもぐっと上なんですね、現状が。これから、要するに65歳以上の高齢者が増えるというのはまだここ当分続く。そうすると、かなりの上回った状況で推移しているというのは事実としてあるわけなんです。

この状況を考えた場合に、先ほど議員がおっしゃったような、認知症の早期発見の遅れとか、支援につながらないようなケース、これもあるんじゃないとか、いろいろあるわけなんですね。ますますそれに対する対応はそれぞれそれぞれできちんとやっていただいているけれども、それでいいのかどうか。そのための、おっしゃっているように、行政と民間の、要するにすみ分け、そしてそのすみ分けの中で隙間のところをどう埋めていくのかという調整機能も大変必要だと思うんですけども、まず、孤独死などのリスクが高まってくるというのは、本当にこれ、危惧いたしております、私自身。

そういった中で、一方では、先ほど申しましたように、本市の人口構造を見て、現在で、高齢者人口が、先ほども申しましたように、生産年齢人口、これを上回っているわけなんですね。これは本当に、ますます深刻な問題を抱えていると私は思っているんです。

そのためにやはり、地方創生という言葉がございますけれども、これに対して具体的にやっていくのはどうやっていくのかとか、その観点からして、地域で安

心して暮らし続けられる住まいの確保と見守り、日常生活を下支えする体制の整備は、今後ますます、さらに重要になってくると。もうこれは分かっているんですね。僕が、だから言いたいのは、これをどういうふうにして具体的に示していくのかということが絶対大事なんです。これ、示していくのは非常に難しいと思いますよ。ですけれども、やっぱり大変難しいと。

そうした場合に私は、その取組の基本というのは、まず第一にやっているのは、先ほども申しましたように、高齢者が安全安心に穏やかな生活が送れるために、いろんな角度、あらゆる角度から、ハード、ソフト、この両面を充実した居場所づくりという、これをコンセプトに置いて、どう展開していくかということを、そういうふうに考えているわけなんです。

一方で、最後の御質問にございました人口減少に対処する地方創生につながる新たな取組、これは、だから、要するに、介護とか福祉とか、そういった問題だけじゃなしに、最後に御質問された人口減少に対する地方創生につながる新たな取組というのは、現在は、これ、絶対大事だと思うんですね。これは、一方では人口減少対策ということについても、我々は具体的にこれをどうするのかと、これをやっぱり、きちんと、総論から各論、私の言いたいのは各論をどうやって積み上げていくのかということが絶対大事だと思いますので、これについても早急に、今まとめ中でございますので、できることだったら次回の定例会でそのさわりでも一応発表させていただければと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（小川公明議員） 8番、仲明議員。

8番（仲明議員） ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

議長（小川公明議員） 以上で、本日の一般質問は打ち切り、明日17日水曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 0時09分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小川公明

署名議員 南靖久

署名議員 仲明